

# 信用保証トピックス (平成22年7月)

## 借換を伴う保証承諾の構成比が増加

平成22年度(第1四半期)の保証承諾のうち、資金繰り円滑化借換保証(新たな保証付き借入により既往の保証付き借入を借換える保証、以下「借換保証」という。)を利用した保証承諾は、3,557件(構成比43.4%)、80,724百万円(同58.3%)となりました。

これまでの保証承諾に占める借換保証の構成比は、平成14年度から平成20年度の平均で、件数23.4%、金額27.5%でしたが、平成21年度は件数33.9%、金額44.0%と大幅に増加しました。さらに、平成22年度(第1四半期)では件数43.4%、金額58.3%となり、制度創設(平成15年2月)以降、過去最高(四半期ベース)となっています。中小企業者において、厳しい経済情勢が続く中、返済負担を抑えるため、新たな借入を行う際に既往借入金の借換えを行う先が増加しています。

当協会は、中小企業者の資金繰り安定を図るため、引き続き借換保証の利用推進に積極的に取り組んでまいります。

### 【資金繰り円滑化借換保証について】

資金繰り円滑化借換保証は、新たな保証付き借入とあわせて保証付きの既往借入金の借換えを行うこと等により、返済負担の軽減及び資金調達の円滑化等を推進することを目的として、平成15年2月に創設されました。本制度の利点は以下のことが挙げられます。

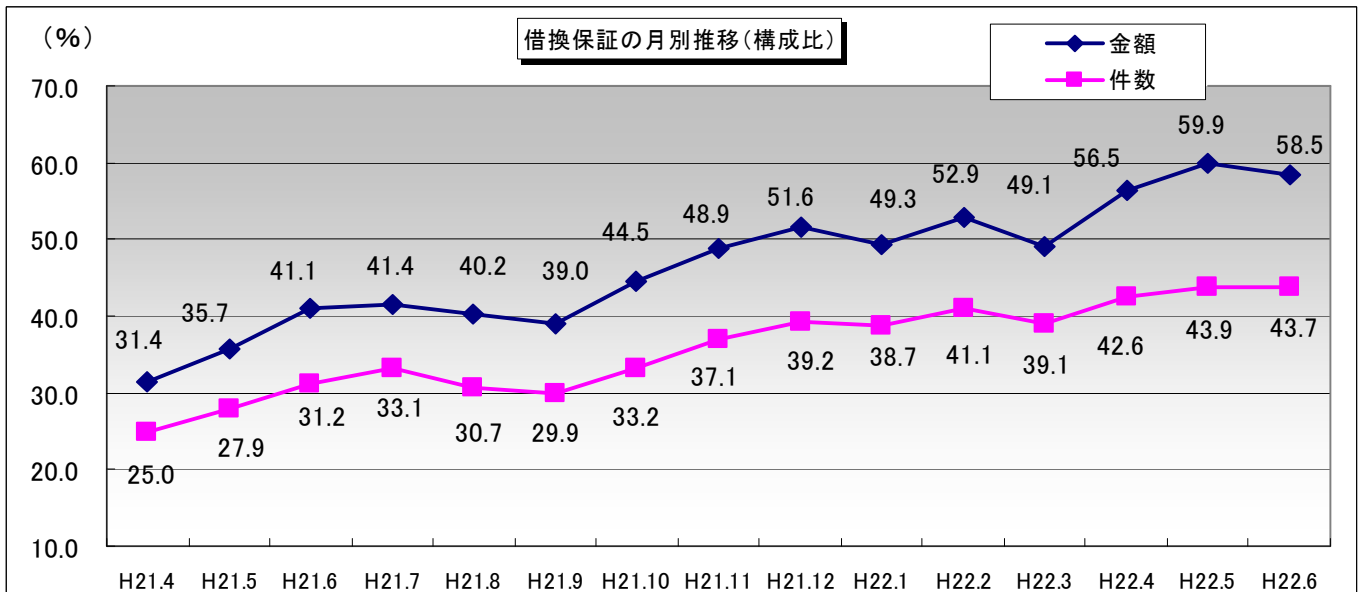
- 借換えによる保証期間の延長や複数の既往借入金を集約することにより、返済額を軽減し、資金繰りの安定を図ることができる。
- 新たな保証付き借入とあわせて保証付きの既往借入金の借換えを行うことにより、返済負担を抑えて資金調達を行うことができる。

### 【借換保証の年度別推移(全保証承諾に占める構成比)】

(単位:百万円、%)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	3,592	11,707	7,837	8,816	7,593	7,101	8,864	13,420	3,557
構成比	33.0	26.6	19.0	25.2	22.2	21.1	21.1	33.9	43.4
金額	56,341	159,452	114,757	150,215	138,533	139,395	173,791	312,022	80,742
構成比	35.6	28.9	24.4	26.8	29.3	27.7	24.0	44.0	58.3

※平成14年度は2か月分の数値 ※平成22年度は第1四半期の数値



# 資金繰り円滑化借換保証制度の概要

対象となる方	一般保証または経営安定関連保証（セーフティネット保証）に係る既往借入金の残高がある中小企業者																																																																																
保証限度額	<p>◆一般保証による借換えの場合 2億8,000万円（組合4億8,000万円）</p> <p>◆経営安定関連保証（セーフティネット保証）による借換えの場合 2億8,000万円（組合4億8,000万円）</p> <p>※一般保証とは別枠です。</p>																																																																																
対象資金	一般保証または経営安定関連保証（セーフティネット保証）に係る既往借入金の返済資金 新たな融資を上乗せする場合は、当該返済資金以外の事業資金																																																																																
保証期間	原則として、10年以内（うち据置期間1年以内） ただし、緊急保証制度を利用して借換えをする場合は据置期間2年以内となります。																																																																																
貸付形式	証書貸付																																																																																
貸付利率	金融機関所定利率																																																																																
担保	必要に応じて提供していただきます。																																																																																
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																																																																
保証料率	<p>経営状況に応じて決定（下表参照）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制 度</th> <th>区分</th> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通保証・無担保保証</td> <td rowspan="2">責任共有保証料率</td> <td>BSあり</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>BSなし</td> <td colspan="10">1.15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">責任共有外保証料率</td> <td>BSあり</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>1.80%</td> <td>1.60%</td> <td>1.35%</td> <td>1.10%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>BSなし</td> <td colspan="10">1.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経営安定関連保証</td> <td colspan="2">責任共有保証料率</td> <td colspan="9">0.80%(有担保割引なし)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">責任共有外保証料率</td> <td colspan="9">0.90%(有担保割引なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※景気対応緊急保証制度を利用する場合、保証料率は0.8%となります。 ※会計処理に関する割引、有担保割引等の保証料率割引制度の適用も可能です。</p>	制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	普通保証・無担保保証	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	BSなし	1.15%										責任共有外保証料率	BSあり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	BSなし	1.35%										経営安定関連保証	責任共有保証料率		0.80%(有担保割引なし)									責任共有外保証料率		0.90%(有担保割引なし)								
制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																						
普通保証・無担保保証	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																																																						
		BSなし	1.15%																																																																														
	責任共有外保証料率	BSあり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%																																																																						
		BSなし	1.35%																																																																														
経営安定関連保証	責任共有保証料率		0.80%(有担保割引なし)																																																																														
	責任共有外保証料率		0.90%(有担保割引なし)																																																																														
その他	<p>①経営安定関連保証（セーフティネット保証）の場合、保証協会所定の『事業計画書』および経営安定関連保証（セーフティネット保証）にかかる市町長の発行する『認定書』の添付が必要です。</p> <p>②既存の借入残高に新たな融資を上乗せして借換えを行うことも可能です。</p> <p>③各自治体の制度融資につきましては別に定めがあり借換えができない場合があります。</p>																																																																																